

バリアフリーコーディネータ協会 会員規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は「バリアフリーコーディネータ協会」と称し、略称を「BFCD 協会」とする。

【事務局】

第2条 本会の事務局は愛知県内に所在し、定款に別途定める場所に置く。

第2章 目的および事業

【目的】

第3条 本会は、医療・福祉機関、大学、公設試験研究機関と連携し、生活空間や福祉用具などをシミュレーションして、誰もが安心して暮らせるまちづくり・住まいづくりを総合的に研究し、バリアフリーを通じて社会の健全な発展に貢献する「バリアフリーコーディネーター」（以下、BFCD と表記する）を養成し、活動の場を提供することを目的とする。また、BFCD の相互親睦を深め、情報交換や研修の場を提供し、職能の向上を図り、品性を磨き、他分野と協力して社会に貢献することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は第3条の目的達成のため、以下の事業を行う。

- ・BFCD の養成と、スキルアップ講習会の企画・開催
- ・BFCD に関する事務連絡
- ・BFCD の普及活動
- ・BFCD の派遣および派遣調整
- ・バリアフリー相談窓口（建築士会）のとりまとめ
- ・IKKEL プロジェクトの情報提供と運営協力
- ・バリアフリー関連補助金情報の収集と周知活動
- ・一般向けバリアフリーセミナーや講習会などの企画、開催
- ・各県建築士会、行政、福祉団体、大学との連携窓口業務

第3章 会員

【種別】

第5条 本会の会員は次の通りとする。

① A 会員

BFCD 認定講習を受講し、考査に合格し、本協会への貢献ができる者。会費を納めた者。貢献の一環として、本協会依頼のあった相談への対応や、バリアフリーポータルサイト『IKKEL』への現地調査依頼への協力が求められる。

特典

- ・協会名簿への登録とサイトでの公開、「BFCD」名称使用可
- ・バリアフリー相談や仕事依頼の紹介
- ・現地調査やバリアフリー相談を通じた知識向上と人脈形成

② B 会員

BFCD 認定講習を受講し、考査に合格し、会費を納めた者。

特典

- ・協会名簿への登録とサイトでの公開、「BFCD」の名称使用可
- ・希望者のみ、バリアフリー相談や仕事依頼の紹介

③ C 会員

BFCD 認定講習を受講し、考査に合格した者。

協会名簿には登録されるが、公式サイトでは非公開かつ「BFCD」の名称使用は不可とする。合格証の発行は行いますが、BFCD の会員証の発行はなく、協会からのバリアフリー相談や仕事の紹介もありません。年会費を納入することで A,B 会員に変更可能。

【登録】

第 6 条 A、B、C 会員として登録を希望する者は、規定に基づき登録手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

【会費】

第 7 条 会員の会費は年間 5,000 円（税込）とし、年払制で一括振込を原則とする。納入された会費は理由を問わず返還しない。

年会費の期間は毎年 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとします。期の途中で登録の場合は、登録日から 9 月 30 日までとなります。

なお、既存会員は毎年 10 月が更新月となります。継続希望の場合は 9 月 30 日までに納入ください。

【有効期間】

第 8 条 会員資格の有効期間は登録日から 3 年とする。期間満了前に更新講習を受講した場合、さらに 3 年の期間が延長される。

【資格の喪失】

第 9 条 会員は以下の理由で資格を喪失する。

- ・退会したとき
- ・死亡または失踪宣告を受けたとき
- ・除名されたとき

【退会】

第 10 条 会員が退会を希望する場合は、理由を明記して協会に提出しなければならない。

【除名】

第 11 条 会員が以下のいずれかに該当する場合、理事会の決議により除名することができる。

- ・ 本会の信用および名誉を傷つけたとき
- ・ 本会の目的に反する行為を行ったとき
- ・ 会員としての義務に違反したとき
- ・ 理事会が退会に相当すると認めたとき

【資格の中断】

第 12 条 会員は以下の理由により資格を中断することができる。

- ・ 休会手続きを行ったとき

【休会】

第 13 条 一時的に会員資格を継続できないが、将来復帰を希望する者は、理事会に休会届を提出しなければならない。

第 4 章 本会の運営

【運営】

第 1 条 本会の運営に関する事項は、他の定めがない限り、本規約に基づいて行う。

【規則の変更】

第 2 条 本規約の変更は、別途定める場合を除き、理事会の決議により行う。

第 7 章 雑則

【附則】

この規約は 2024 年 10 月 1 日より施行する。